府令

○内閣府令第六十四号

貿易保険法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十九号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則等の一部改正）

第一条　次に掲げる府令の規定中「第三十条第二項に規定する輸出代金保険」を「第二十七条第二項第二号の損失（同法第二条第四項に規定する仲介貿易者が同条第三項に規定する仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、又は賃貸した場合に同法第二十七条第二項第二号イからホまでのいずれかに該当する事由によつて当該貨物の代金又は賃貸料を回収することができないことにより受ける損失を除く。）に係る普通貿易保険及び本邦法人若しくは外国法人が行う同法第二条第五項に規定する外国政府等、外国法人又は外国人に対する同条第十三項第一号又は第三号に掲げるものの支払に充てられる資金に充てられる貸付金に係る債権の取得を行った者が同法第三十四条第二項各号のいずれかに該当する事由によつて当該債権の元本又は利子を回収することができないことにより受ける損失に係る貿易代金貸付保険」に改める。

一　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十四条の二第一項第一号ハ

二　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第十三条の二第一項第一号ハ

三　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第百十五条第一項第一号ハ

四　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三十三条第二項第三号

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項第一号ハ中「第三十条第二項に規定する輸出代金保険」を「第二十七条第二項第二号の損失（同法第二条第四項に規定する仲介貿易者が同条第三項に規定する仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、又は賃貸した場合に同法第二十七条第二項第二号イからホまでのいずれかに該当する事由によって当該貨物の代金又は賃貸料を回収することができないことにより受ける損失を除く。）に係る普通貿易保険及び本邦法人若しくは外国法人が行う同法第二条第五項に規定する外国政府等、外国法人又は外国人に対する同条第十三項第一号又は第三号に掲げるものの支払に充てられる資金に充てられる貸付金に係る債権の取得を行った者が同法第三十四条第二項各号のいずれかに該当する事由によって当該債権の元本又は利子を回収することができないことにより受ける損失に係る貿易代金貸付保険」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、貿易保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による改正前の銀行法施行規則第十四条の二第一項第一号ハに掲げる金額は、第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十四条の二第一項第一号ハに掲げる金額とみなす。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第一条（第二号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による改正前の長期信用銀行法施行規則第十三条の二第一項第一号ハに掲げる金額は、第一条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第十三条の二第一項第一号ハに掲げる金額とみなす。

（信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第一条（第三号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による改正前の信用金庫法施行規則第百十五条第一項第一号ハに掲げる金額は、第一条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百十五条第一項第一号ハに掲げる金額とみなす。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第一条（第四号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による改正前の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三十三条第二項第三号に掲げる金額は、第一条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三十三条第二項第三号に掲げる金額とみなす。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第二条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十二条第一項第一号ハに掲げる金額は、第二条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十二条第一項第一号ハに掲げる金額とみなす。

府令・省令

○内閣府令・財務省令・経済産業省令第四号

貿易保険法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十九号）の施行に伴い、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十六条第一項の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　小渕　優子
内閣府令
財務省令
経済産業省令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年経済産業省・財務省・内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号ハ中「第三十条第二項に規定する輸出代金保険」を「第二十七条第二項第二号の損失（同法第二条第四項に規定する仲介貿易者が同条第三項に規定する仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、又は賃貸した場合に同法第二十七条第二項第二号イからホまでのいずれかに該当する事由によって当該貨物の代金又は賃貸料を回収することができないことにより受ける損失を除く。）に係る普通貿易保険及び本邦法人若しくは外国法人が行う同法第二条第五項に規定する外国政府等、外国法人又は外国人に対する同条第十三項第一号又は第三号に掲げるものの支払に充てられる資金に充てられる貸付金に係る債権の取得を行った者が同法第三十四条第二項各号のいずれかに該当する事由によって当該債権の元本又は利子を回収することができないことにより受ける損失に係る貿易代金貸付保険」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、貿易保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正前の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第二十六条第一項第一号ハに掲げる金額は、この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第二十六条第一項第一号ハに掲げる金額とみなす。

○内閣府令・厚生労働省令第九号

貿易保険法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十九号）の施行に伴い、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第一項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第一項第一号ハ中「第三十条第二項に規定する輸出代金保険」を「第二十七条第二項第二号の損失（同法第二条第四項に規定する仲介貿易者が同条第三項に規定する仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、又は賃貸した場合に同法第二十七条第二項第二号イからホまでのいずれかに該当す